

福生市個人情報保護条例が

◆個人情報保護制度が

新しくなりました

の情報に限り、開示・訂正の権利を保障する

収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定めたものですが、法律（個人情報保護法）の施行等にあわせて、今回、新たに事業者についての個人情報の保護義務、市民の権利として「利用訂正請求権」などを規定し、個人情報保護制度の充実を図りました。

開示請求に対する「開示しないことができる情報」の規定について、細分化・具体化し、人の生命、健康、生活または財産を保護するため開示が必要と認める場合は開示できるようになりました(法令等で非開示を定めている場合を除く)。

第三者との権利利益の均衡を図るために、「第三者」について意見書提出の機会を与える旨を規定しました。

④利用停止請求権を規定

市民の自己の個人情報に関する権利について、細分化・具体化に開示請求権、訂正請求権に加え、「利用停止請求権」について新たに規定し、実施機関が規定に反した利用、提供等を行っていると認められる場合について請求できます。

⑤事業者の個人情報保護について規定

個人情報の保有数にかかる

- ◆ 民間事業者の個人情報保護
平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、民間事業者に対する個人情報の取り扱いが規制されました。また、市は個人情報の取扱いに関する基準を定め、違反行為に対する罰則をより重いものに改正しました。

◆個人情報を守るために思わずどこで悪用される可能性もあります。「自分の情報は自分で守る」という意識が必要です。

・アンケートへの回答などを通じて収集されることもあります。個人情報をむやみに提供しないことも大切です。

・悪質な事業者は、個人情報を架空請求等に悪用することもあります。注意を。

・事業者とのトラブルの原因となることもあります。個人情報を提供するときは利用目的をしっかりと確認しておくことが大切です。

■納期内納税にご協力を ■

今月は固定資産税・都市計画税(第2期)の納
口座振替を利用している方は、残高不足
いようにご注意を。振替日8月1日(月)

納め忘れはありませんか
納期限が過ぎています!!

◎市・都民税第1期（6月30日） ◎固定資産
税第1期（5月31日） ◎軽自動車税全期（
間合せ） 収納課 収納係

横田基地での演習について

米軍横田基地で7月24日(日)から29日(金)(午前6時～午後10時)の間、大型拡声器(パブリック・アドレス・システム)を使用する「運用即応演習」が予定されています。市では、米軍に対し、演習時の大音量のサイレンや模擬爆発音などによる影響が基地外に及ばないよう措置すること等の要請を行っています。※サイレンの吹鳴の際は、確認のうえ、演習であることを防災行政無線でお知らせします。

警護出動訓練について

7月26日(火)から29日(金)の間、陸上自衛隊による「警護出動訓練」が予定されています。この訓練は、自衛隊法第81条の2に基づく警護出動に関する訓練で、基地警備における米軍との共同訓練です。訓練には、陸上自衛隊第一師団の約100名が参加します。なお、個人装備火器（小銃・拳銃）の空砲等及び各種車両が使用される予定です。

問合せ 秘書庁報課基地・涉外担当

8月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 行政相談	2日(火)		商工会館 2階会議室	
登記相談	4日(木)			
相続・遺言等暮らしの手続き相談	9日(火)			
法律相談	5日(金) 10日(水) 17日(水) 24日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 市民相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。
交通事故相談	18日(木)			相談日以外は、東京都都民の声課☎03-5320-7733
税務相談	25日(木)			
女性悩みごと相談 羽村市との 共同事業	福生市 10日(水) 24日(水) 羽村市 3日(水) 17日(水) 31日(水)	午前9時 ～ 午後0時50分 午後1時30分 ～ 4時20分	市役所1階 市民相談室 羽村市役所 東庁舎1階 福祉事務所内 相談室	福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。 予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前から電話で福生市市民相談係☎551-1511、羽村市市民相談係☎555-1111へ。
少年相談	19日(金)	午前9時 ～午後5時	市役所1階	予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎0426-42-1677へ。
高齢者職業相談	16日(火)	午後1時30分 ～4時30分	市民相談室	おむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜 ～金曜日	午前9時 ～午後4時	市役所1階 介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜 ・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎 2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時 ～3時	福祉 センター	社会福祉協議会☎552-2121
金融相談	25日(木)	午後1時30分 ～3時30分	商工会館 1階研修室	商工会☎551-2927※対象は市内の小規模事業者

そのほか●市政・市民相談●国民年金相談●母子・寡婦相談●育児相談●体力スポーツ相談(以上☎551・1511市役所代表)、●心の相談●成年後見相談●福祉サービス苦情相談●権利擁護相談(以上☎552・2121福祉センター)、●教育相談(直通☎551・7700)がありますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、FAX 552-5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係

■ 納期内納税にご協力を

今月は固定資産税・都市計画税(第2期)の納期です
口座振替を利用している方は、残高不足にならないようご注意を。振替口8月1日(月)

いようにご注意を。振替日
納ぬ忘れはありませぬか

納め忘れはめりませんか
納期期限が過ぎています!

納期限が過ぎています!!
◎市・都民税第1期（6月30日） ◎固定資産税・都市計画税第1期（5月31日） ◎軽自動車税全期（5月31日）
問合せ収納課収納係

6月の横田基地飛行回数

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	808	-135	196	-2
昼間(午前7時～午後7時)	621	-72	145	9
夕刻(午後7時～午後10時)	164	-54	51	-10
夜間(午後10時～午前7時)	23	-9	0	-1
最高音圧レベル(デシベル)	121	5	103	5